別紙様式第１号

国 有 財 産 媒 介 公 告 書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

１ 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	物件所在地	種目	構造	数量	都市計画上の制限等		売払価格
					用途地域	建蔽率/容積率（%）	
11	大分県別府市大字内竈字笹川３０２０番７	宅地	—	２３８．９６㎡	二種低層	６０／１５０	６，６７０，０００円
12	大分県日田市大字北豆田字湯尻１６３５番４	宅地	—	２１４．３１㎡	二種中高層	６０／２００	２４８，０００円
13	大分県杵築市大字南杵築字亀井１６５４番６	宅地 —	—	３３１．１４㎡ 一式	一種住居	６０／２００	８９９，０００円
14	大分県豊後高田市玉津字追手口９８１番９　外１筆	宅地 —	—	６２２．５６㎡ 一式	一種住居	６０／２００	３，７４０，０００円

（注１）上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。
（注２）上記財産には、工作物が含まれるものがある。

２ 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号。以下「法」という。）第２条第３号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和１８年法律第４３号）第１条第１項の認可を受けた金融機関であって、宅地建物取引業法第２条第２号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

３ 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

４ 媒介契約の契約期間

契約締結の日から３か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

５ 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

６ 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な⑴の書類を、⑶ に示すいずれかの方法により ⑵ 宛に提出するものとする。

⑴ 提出書類

① 国有財産媒介申込書 １部
② 法第６条の規定により交付された免許証（写） １部
③ 誓約書・役員等名簿 各１部

⑵ 申込書等の提出先

九州財務局　大分財務事務所　管財課
所在地：大分市新川町２丁目１番３６号　大分合同庁舎　３階
電話番号：０９７－５３２－７１０７（内線５８、５９）

⑶ 提出方法

① 持参による提出
持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、８時３０分から１２時、１３時から１７時まで（閉庁日を除く）とする。
② 郵送による提出
郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記⑵の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。
③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記８の問い合わせ先に連絡すること。

⑷ 申込期間

令和９年２月５日まで

７ その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

８ 問い合わせ先

九州財務局　大分財務事務所　管財課

所在地：大分市新川町２丁目１番３６号　大分合同庁舎　３階

電話番号：０９７－５３２－７１０７（内線５８、５９）

以上公告する。

令和８年１０月２９日

分任支出負担行為担当官

九州財務局大分財務事務所長　　上田　稔市